

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十一年三月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十年六月十七日第八二一三二一號

平成二十年十二月十八日第八二一三二一號

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十一年二月一十六日第七一二四号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十一年二月二十六日第四四二三号

三 開発区域に含まれる地域

天理市遠田町五四四番地の一部、五四五番地の一部、五九九番地、六〇二番地ノ二の一部及び六三四番地ノ一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市勾田町二二二番地ノ一四

五 公共施設の種類、位置及び区域

水路 天理市遠田町五四四番地及び六三四番地ノ一の各一部

一 許可番号

平成二十年十月三十日第八二一三二二號

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十一年二月二十六日第七一二五号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字三吉元斎音寺方二一四番地ノ五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

権原市今井町三丁目六番地ノ五〇

森俊夫